

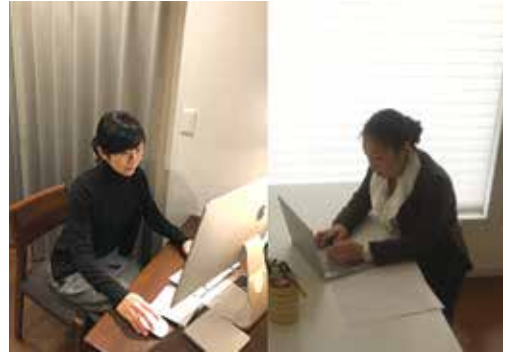
わが社は、このように取り組んでいます！

◆ 取組事業所の紹介

情報通信業 従業員数46名(男性40名 女性6名)

👉 ここがスゴイ!

- 正規雇用機会の少ない一人親の在宅ワークを支援する事業を行い、女性の活躍を実務スキルアップと対価報酬で応援している。
- 端末を貸与し、働き場所を問わない働き方ができる環境を整備し、対象者を決めて運用するなど、テレワーク制度を積極的に取り入れている。
- 配偶者誕生日休暇制度、ボランティア休暇制度を導入している。



医療・福祉業 従業員数40名(男性5名 女性35名)

👉 ここがスゴイ!

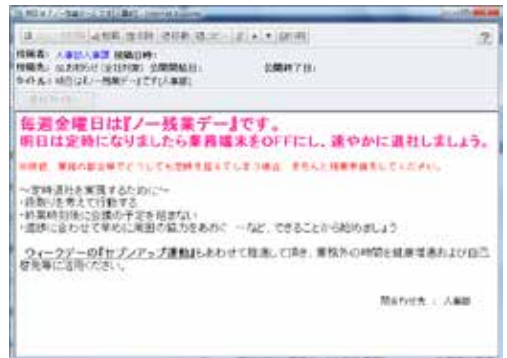
- 基本勤務時間を3パターン設けるほか、その他9パターンの時差勤務を認めている。子育て・介護の状況により希望制でチーム単位のシフトを作成している。
- 子育て中の職員が勤務予定日に子どもを預ける場所がない場合には、子連れ出勤を認めており、病児室を利用しながら勤務することができる。
- 基本的に時間外命令は行わない。データ処理等は共通データで管理するなど、業務改善を行い、勤務時間内に業務を完了できるように効率化を図っている。



金融・保険業 従業員数24名(男性16名 女性8名)

👉 ここがスゴイ!

- 正規社員からパート社員への任用替えもあり、介護と両立しながら離職することなく継続して就業できる。
- 育児休業、介護休暇取得者に対し、職場復帰に向けた事前面談を実施し、必要な制度の周知や復職する社員の現状などを考慮した働き方を検討している。
- パワハラ・セクハラ等のハラスメント研修の実施、セブンアップ運動(パソコン上に19時退社を促すポップアップの表記)を行い、職場環境の改善に取り組んでいる。



国や県の認定制度を活用してイメージアップ!

「えるぼし」認定制度

女性活躍推進法に基づく行動計画を策定・届出後、申請により厚生労働大臣から「えるぼし」認定を受けることができます。評価項目を満たす項目数によって、取得できる認定段階が決まります。



「くるみん」認定制度

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定・届出し、行動計画終了後、申請により厚生労働大臣から「くるみん」認定を受けることができます。さらに高い水準の取り組みを行っている企業であることをアピールできる「プラチナくるみん」認定制度もあります。



「男女生き活き企業」認定制度

女性の活躍推進や働き方見直しに積極的に取り組んでいる企業等を、栃木県知事が「男女生き活き企業」として認定します。